サーティワンアイスクリームの運営会社・・・ スラック企業・スラックバイトの実態を監督署に告発

★「サーティワンはブラックだ」の相談で、青年ユニオンを結成 ――全員が有期雇用

サーティワンアイスクリームは、世界 50 ヶ国/日本 1100 店舗・宮城県内 25 店舗のある フランチャンイズシステムで運営されています。

仙台中心部の店舗である仙台一番町店を含めて市内 5 店舗を運営しているのが、「(有) エイ・ワイ・エス」(本社:仙台市泉区)です。店長も含めて全員(5 店舗 60 名程度)が有期雇用(3 ヶ月・6 ヶ月)で、8 割は学生アルバイト(大学生)です。

みやぎ青年ユニオンは、2015 年 8 月に、「サーティワンはブラック企業・ブラックバイトだ。サービス残業がある」という青年の訴えを聞いて、数回の学習会を開き「みやぎ青年ユニオンサーティワン支部」を結成しました。

★人権侵害と賃金不払いで監督署に申告 ――監督署がブラックバイト問題で業界要請

2016年3月9日、みやぎ青年ユニオンが仙台労働基準監督署へ「サーティワンアイスクリームの賃金未払い等に関する申告書」を提出しました。

2013 年 12 月、厚生労働省は、「若者の使い捨てが疑われる企業等への重点監督」を実施 し、実施事業 5111 事業場の8割(4189事業場)に、「法令違反あり」と発表しました。

その後もブラック企業とブラックバイトの法違反は広がりを見せており、厚労省は2015年8月下旬、「大学生のバイト意識調査」を踏まえ、12月に、「学生アルバイトの労働条件の確保」に関して、日本フランチャイズチェーン協会や日本フードサービス協会などへ、要請書を提出しています。

それでも労働現場では改善されないばかりか、サーティワンのような人権侵害や賃金未 払いなどの悪質な職場が後を絶ちません。

★休憩室にカメラとマイクを設置、バイトの深夜一人体制の実態 ――告発した 15 項目

監督署への申告は、法違反の深刻なものばかりです。休憩室にカメラやマイクまで設置し(マイクはユニオン結成後に設置)、1 勤務(8 時間勤務)に 6 回もタイムカードを押させる(途中 2 回強制休憩のため)、日中・深夜の一人勤務体制、36 協定のないまま時間外労働を指示、注文ミスの買取り制度(処分・賠償)、店長の持ち帰りサービス残業、退職後 6 ヶ月間競争相手の店舗勤務禁止、月曜日からの勤務シフト(1 週間づつのシフト)を前日の日曜日に提示、学生アルバイトのシフト勤務を一方的に外すなどなど、15 項目に及んでいます。

これらの労働実態は、運営会社だけの責任ではありません。サーティワンアイスクリーム株式会社本部(東京品川区)の指導責任もあります。